

## 岡山県庁舎耐震化整備基本・実施設計プロポーザル評価基準

岡山県庁舎耐震化整備基本・実施設計プロポーザルの評価基準について必要な事項を次のとおり定める。

### 1 一般事項

- (1) 評価基準日は平成 30 年 5 月 8 日（参加表明書等の提出期限の日）とする。企業の実績及び配置技術者の実績については、評価基準日までの履行実績とする。
- (2) 第一次審査について
  - ①提出者の業務実績（40点）業務実施体制（60点）の合計100点を満点とする。
  - ②実績として評価する「設計業務」は、同一の建築物で基本設計及び実施設計のいずれの業務も完成させたものに限る。
- (3) 第二次審査について
  - ①第一次審査の業務実施体制（60点）に加え、業務実施方針等（40点）、岡山県庁舎耐震化整備への提案（90点）、取組意欲（10点）の合計200点を満点とする。
  - ②各評価項目については、あらかじめ定めた項目について、A、B、C、D、Eの評価を行う。
  - ③各評価項目の評価値は、配点×評価係数とする。
  - ④各評価項目の評価係数は、A=1.0,B=0.8,C=0.6,D=0.4,E=0.2とする。

### 2 第一次審査の評価基準（合計100点）

#### (1) 提出者の業務実績（40点）

##### ア 代表者（30点）【様式3-1】

評価項目	評価基準	評価値
直接受注した庁舎又は事務所の用途に供する建築物に係る設計業務で、平成15年度以降に完成させた実績の有無	(ア) 庁舎又は事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が 30,000 m <sup>2</sup> 以上の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務の実績あり	30点
	(イ) 庁舎又は事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が 20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務の実績あり	20点
	(ウ) 庁舎又は事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が 15,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務の実績あり	10点
	(エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) に掲げる実績なし	0点

##### イ 構成員（10点）【様式3-2】

評価項目	評価基準	評価値
直接受注した建築物の設計業務で、平成15年度以降に完成させた実績の有無	(ア) 建築物で、延べ面積が 15,000 m <sup>2</sup> 以上の新築又は増築に係る設計業務の実績あり	10点
	(イ) 建築物で、延べ面積が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満の新築又は増築に係る設計業務の実績あり	7点
	(ウ) 建築物で、延べ面積が 7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満の新築又は増築に係る設計業務の実績あり	3点
	(エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) に掲げる実績なし	0点

※ 代表者以外の構成員が2者の場合は、評価値が高い構成員の実績により評価する。

(2) 業務実施体制 (60点)

ア 担当チームの技術者数・保有資格 (7点) 【様式4-1、4-2】

部 門	資 格	評 価 値
総 合	一級建築士	15人以上 7点 12人以上15人未満 5点 9人以上12人未満 3点 6人以上 9人未満 1点 6人未満 0点
構 造	一級建築士	
積 算	一級建築士	
電 気	建築設備士又は一級建築士	
機 械	建築設備士又は一級建築士	

※ 管理技術者は技術者数に含めない

イ 担当技術者の経験 (25点) 【様式5-1】

(ア) 管理技術者 (6点)

実績年数	評 価 値
一級建築士の資格取得後20年以上	6点
一級建築士の資格取得後15年以上～20年未満	3点
一級建築士の資格取得後15年未満	0点

(イ) 総合主任担当技術者 (4点)

実績年数	評 価 値
一級建築士の資格取得後15年以上	4点
一級建築士の資格取得後10年以上～15年未満	2点
一級建築士の資格取得後10年未満	0点

(ウ) 構造主任担当技術者 (5点)

実績年数	評 価 値
構造設計一級建築士の資格取得後5年以上	5点
構造設計一級建築士の資格取得後3年以上～5年未満	3点
構造設計一級建築士の資格取得後3年未満	0点

(エ) 積算主任担当技術者 (2点)

実績年数	評 価 値
一級建築士の資格取得後15年以上	2点
一級建築士の資格取得後10年以上～15年未満	1点
一級建築士の資格取得後10年未満	0点

(オ) 電気設備主任担当技術者 (4点)

実績年数	評 価 値
建築設備士又は一級建築士の資格取得後15年以上	4点
建築設備士又は一級建築士の資格取得後10年以上～15年未満	2点
建築設備士又は一級建築士の資格取得後10年未満	0点

(カ) 機械設備主任担当技術者 (4点)

実績年数	評 価 値
建築設備士又は一級建築士の資格取得後15年以上	4点
建築設備士又は一級建築士の資格取得後10年以上～15年未満	2点
建築設備士又は一級建築士の資格取得後10年未満	0点

ウ 配置予定技術者の設計業務実績（26点）

（ア）管理技術者（6点）

評価項目	評価基準	評価値
庁舎又は事務所の用途に供する建築物に係る設計業務で、平成15年度以降に完成させた実績の有無	（ア）管理技術者又は主任担当技術者として、庁舎又は事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が30,000㎡以上の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務の実績あり	6点
	（イ）管理技術者又は主任担当技術者として、庁舎又は事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が20,000㎡以上30,000㎡未満の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務の実績あり	4点
	（ウ）管理技術者又は主任担当技術者として、庁舎又は事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が15,000㎡以上20,000㎡未満の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務の実績あり	2点
	（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる実績なし	0点

（イ）総合、構造、積算、電気設備及び機械設備の各主任担当技術者  
（20点 = 4点 × 5）

評価項目	評価基準	評価値
庁舎又は事務所の用途に供する建築物に係る設計業務で、平成15年度以降に完成させた実績の有無	（ア）管理技術者又は主任担当技術者として、庁舎又は事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が30,000㎡以上の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務の実績あり	4点
	（イ）管理技術者又は主任担当技術者として、庁舎又は事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が20,000㎡以上30,000㎡未満の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務の実績あり	2点
	（ウ）管理技術者又は主任担当技術者として、庁舎又は事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が15,000㎡以上20,000㎡未満の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務の実績あり	1点
	（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる実績なし	0点

エ 配置予定技術者の業務の繁忙度：手持ち業務件数（2点）【様式5-3】

総合、構造の各主任担当技術者（2点 = 1点 × 2）

評価事項	評価値
手持ち業務件数が3件未満	1点
手持ち業務件数が3件以上	0点

※ 手持ち業務件数は平成30年7月1日時点の予定業務件数

### 3 第二次審査の評価基準（合計200点）

#### (1) 業務実施体制（60点）

第一次審査における「(2) 業務実施体制」の評価点を適用する。

#### (2) 業務実施方針等（40点）

##### ア 業務内容の理解度（20点）

評価項目	評 価				
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務内容の理解度	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

##### イ 業務実施方針の妥当性（20点）

【様式7-1】

評価項目	評 価				
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実施方針の妥当性（項目①②③）	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

#### (3) 岡山県庁舎耐震化整備への提案（90点）

##### ア 「居ながら工事を前提とした、最適な工事工程・仮設計画」について（20点）

【様式7-1】

評価項目	評 価				
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
項目①（10点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
項目②（10点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い

##### イ 「働きやすく、県民にも親しまれる庁舎への改修」について（30点）

【様式7-2】

評価項目	評 価				
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
項目①（10点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
項目②（10点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
項目③（10点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い

##### ウ 「県庁舎の外観や周囲の景観への配慮」について（20点）

【様式7-3】

評価項目	評 価				
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
項目①（10点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
項目②（10点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い

##### エ 「環境負荷の低減に関する取組み」について（20点）

【様式7-3】

評価項目	評 価				
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
項目①（20点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い

#### (4) 取組意欲（10点）

評価事項	評 価				
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
取組意欲の程度	極めて高い	高い	普通	やや不十分	不十分

#### 4 無効となる条件

提案が無効となる条件は、提出物の応募条件への違反等、次の諸点を勘案して選定委員会が決定する。

- (1) 応募条件で禁止されている提出物があった場合
- (2) プロポーザル提出物の内容に虚偽の申告があった場合
- (3) 選定委員会の委員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合
- (4) 上記のほか、実施要領等に明示した事項に違反するとして、選定委員会が提案を無効と決定した場合